

# 医業経営情報

## NO. 74 医療法人とMS法人の役員兼務について

MS法人とはメディカルサービス法人のことで、Medical Serviceの頭戻しをとってMS法人と言い、節税目的や事業展開などの目的で設立している病医院をよく見受けます。

MS法人とは単なる俗称であり、法的にMS法人という形態がある訳ではなく、MS法人の多くは一般的な株式会社や有限会社で設立されています。

したがって、MS法人の設立や運営自体は決して難しいことではありません。

しかし、よく問題になるのが医療法人とMS法人の役員兼務についてです。

理由は医療法人運営管理指導要綱という厚生労働省が出している通達に医療法人の役員の適格性について下記のように書かれているからです。

医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。

この一文を根拠に医療法人の所轄庁である都道府県が、医療法人とMS法人の役員兼務は出来ないと指導するケースが多く見受けられ、病医院経営者の中にも兼務はできないと思いこんでいる人がたくさんいるようです。

事実、当事務所にはMS法人の役員についての質問が多数寄せられています。

そこで今回は、医療法人とMS法人の役員兼務に関する正しい解釈について解説致します。

### MS法人の役員の適格性

前述したようにMS法人は一般的な株式会社等ですので取締役や監査役は、会社法で定められた欠格事由該当者（成年被後見人や被保佐人及び会社法等に定める罪を犯し、刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者等）以外は、その会社の定款で特に定めのない限り誰でも就任できます。

しかし、MS法人は通常は病医院と取引しますので、取引先である病医院が個人開業医なのか医療法人の場合なのかで役員の適格性が異なってきます。

## ■取引先が個人開業医の場合

この場合、MS法人の役員は誰でも問題ありません。

ただし、個人開業医とMS法人の代表者が同一人であることは避けるべきです。

理由は病医院とMS法人の代表者が同一人の場合は利益相反取引となるからです。利益相反取引の場合、民法の規定により特別代理人を選任する必要があります。MS法人の代表取締役を配偶者としているケースが多いのはこのためです。

## ■取引先が医療法人の場合

この場合でも医療法人の理事長とMS法人の代表者が同一人であることは避ける必要がありますが、それ以外にもMS法人の役員の選任には注意が必要となります。

理由は1ページ中段で紹介した医療法人運営管理指導要綱という通達があるからです。

通達は法律ではないので法的強制力を持っていませんが、医療法人の所轄庁である都道府県から上記通達の遵守を求められるケースが多く見受けられるのは前述した通りです。

しかし、通達にはあくまで「非営利性の観点から適当ではない」と書かれており、「なれない」とは書かれていません。

この通達を根拠に都道府県が医療法人の役員の適格性を判断するのであれば、重要なポイントは非営利性となります。

非営利と聞くと利益を出すことを否定することと勘違いされる方が多いですが、非営利とは一般的に「その団体で得た利益を団体の構成員で分配しないこと」を意味します。

利益とは通常必要とされる人件費などの経費を差し引いた後の利益のことを言いますので、医療法人とMS法人との間に取引があっても、その対価が社会通念上妥当な金額であれば、非営利性を損なう訳ではありません。

したがって、この通達の正しい解釈は「非営利性を損なわない限り、医療法人の役員はMS法人の役員になれる」となります。

## ■医療法人と取引がない場合等

営利法人と取引関係がない医療法人にはこの通達は適用されませんので、医療法人の理事長が、医療法人と取引関係がない営利法人の代表者や、社団法人や財団法人などの非営利法人の理事長などを兼務しても問題ありません。

また、医療法人の役員であっても、MS法人の一般職員を兼務することも問題ありません。

## MS 法人の株主の適格性

MS 法人は株式会社等で設立するのが一般的ですので、MS 法人のオーナーは株主ということになります。

代表取締役やその他の役員も株主総会で選任される必要がありますし、株主総会は役員を解任する権限もあります。したがって、株主が誰になるかは代表取締役等の役員を誰にするかより重要です。

MS 法人の役員については前述したように医療法人運営管理指導要綱で適格性が問われていますが、個人がMS 法人の株主になることについての制限はありません。

ただし、医療法人はMS 法人の株主にはなれません。

医療法人は配当が禁止された非営利法人です。株式投資はその会社の支配権を所有することが目的であり、定期預金や国債等のように利息を受け取ったり、資金が戻ってくることを前提としていません。資金が戻らないことを前提とする以上、医療法人の資産（剰余金）を配当したとみなされ、医療法第54条の規定に違反する恐れがあります。

また、営利法人であるMS 法人の支配権を持つということは、医療法人がMS 法人を通じて営利行為を行うことを意味しますので、医療法第7条に規定されている営利を目的して病医院を開設する者には開設許可を与えないという条項に抵触する恐れもあります。

## 役員と株主の適格性のまとめ

MS 法人の役員と株主についてまとめると下図のようになります。

病医院の経営形態	病医院での立場	MS 法人の代表取締役	MS 法人の他の役員	MS 法人の株主	MS 法人の一般職員
個人開業医	院長	×	○	○	○
	その他	○	○	○	○
医療法人	理事長	×	△	○	○
	その他の役員	△	△	○	○
	一般職員	○	○	○	○

- 問題はない
- × 利益相反取引になるので就任できない
- △ 非営利性の観点から適当でないと言指導される可能性がある

ところで、当事務所から医療法人とMS法人の役員兼務は可能であると聞いたのに、都道府県に問い合わせたところ「兼務は出来ない」と回答されたと、質問されたことがあります。

恐らくこれは都道府県に対する問い合わせの仕方がよくなかったと思われる。

都道府県によって多少異なりますが、所轄している医療法人数はかなりの数になります。それに対して医療法人係として配置されている人数は少数ですから、電話で「兼務が出来るか？」と聞かれたことに対して一々詳細な説明をしている時間的余裕はなく、一律に「出来ない」と回答していると思われる。

問い合わせるのであれば、「通達には非営利性の観点から適当でないと書かれているが、医療法人とMS法人との間に取引があっても取引対価が社会通念上妥当なものであれば非営利性が損なわれる訳ではないので兼務は可能か？」とこちら側の主張をきちんと伝えるべきです。

実際に私が某都道府県の医療法人係に直接行って、医療法人とMS法人の役員兼務が可能か照会した事があります。MS法人の登記簿謄本や医療法人との取引契約書等の具体的資料も渡し、役員兼務に至った理由も詳細に説明した結果、特に問題ないという回答を頂きました。

しかし、某都道府県の担当者から「役員兼務が可能かどうかはあくまでケースバイケースなので、今回の回答は全ての医療法人にあてはまるものではないし、某都道府県が役員兼務を認めたと公表されると、他の医療法人などから問い合わせが殺到することも考えられるので決して公表しないで欲しい」とお願いされました。

つまり、都道府県側も役員兼務は可能だと知っていながら、事務手続きの限界もあるので、世間一般には「出来ない」と公表しているのだと思います。

一方、頭から役員兼務は禁止と言い張って交渉の余地がない都道府県もあるようです。

医療法人の所轄庁はその医療法人が所在する都道府県である以上、行政の対応に多少の違いがあるのは仕方ありませんが、頭から役員兼務禁止と譲らない場合は、その指導の根拠となる審査基準の開示を要求するという対抗策があります。

行政手続法により都道府県は審査基準を定める必要があり、医療法人の許認可については、厚生労働省から各都道府県に医療法人運営管理指導要綱に基づくようにと通知がされています。したがって、頭から役員兼務禁止と譲らない都道府県がどのような審査基準を定めているのか確認すべきです。

しかし、所轄庁である都道府県とは長い付き合いになりますので、役員兼務禁止だとしても言われるのであれば、出来るだけ柔軟な対応をされ、行政手続法などを盾にした強硬手段は極力避けることをお勧めします。

平成20年11月13日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹